

国民健康保険に関するお知らせ

お問い合わせ 市役所市民生活課 国保係 ☎63-5112

平成 26 年度国民健康保険税率が決定しました

今後も皆さんが安心して医療を受けるための保険給付費等を確保するために、今年度の税率は以下のとおりとなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

年度途中で、加入・脱退した場合は月割計算となります。

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 8.89%	国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 3.96%	40歳から64歳までの国保加入者の課税標準額 ^(※) に対し 3.64%
均等割額	国保加入者1人につき 19,500円	国保加入者1人につき 12,300円	40歳から64歳までの国保加入者1人につき 13,700円
平等割額	国保加入世帯1世帯につき 17,600円		
限度額	510,000円	160,000円	140,000円

※課税標準額 = 前年の総所得金額 - 基礎控除額 33万円

平成 26 年度の納税通知書・特別徴収開始通知書を 8 月 15 日に送付します

納税通知書がお手元に届きましたら、必ず開封して内容をご確認いただき、ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

特別徴収開始通知書は、年金からの天引き額のお知らせですので、通知書にて保険税を納付する必要はありません。

特別徴収を口座振替に変更できます

国保に加入している方全員（世帯主含む）が 65 歳以上 75 歳未満で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくこととなりますが、申出により口座振替に変更することができます。

市役所窓口で納付方法変更申出書を提出していただくほか、金融機関等の窓口で口座振替の申し込みが必要となります。

注意事項

- 随時、申出をお受けしていますが、申出時期により口座振替への切替え時期が異なります。
- 納付状況によって口座振替への変更をお受けできない場合がありますのでご了承ください。
- 口座振替へ変更後、滞納が生じた場合は特別徴収へ切り替わります。

保険税および医療機関等での窓口負担の減免

国民健康保険の被保険者の方が、風水害や火災、事業の休廃止や失業等の事由で、一時的に保険税の納付や医療機関等での支払いが困難になった場合、申請していただくことにより負担が軽減される場合があります。

詳しい内容については、お問い合わせください。